

社会統合の四つの側面と 二つの基軸について

梅 沢 孝

目 次

はじめに

I. ジンメル、M.ウェーバーおよびデュルケムにおける社会統合論

- 1 ジンメルの社会化論と社会統合論
- 2 M.ウェーバーの支配の類型論と社会統合論
- 3 デュルケムの集合表象論と社会統合論
- 4 結論

II. 社会統合の概念枠組の提案

- 1 社会統合の四つの側面の論理的根拠
- 2 社会統合における二つの基軸と概念枠組

III. 社会問題状況の分析と社会統合の概念枠組

- 1 現代社会諸論の現況と整理
- 2 現代社会の問題状況と四側面論

おわりに

はじめに

現代社会は近代から次代への大転換の過渡期の社会であり、さまざまな社会問題は、その基盤にある構造的・問題状況の時代的意義を見据えた視点から考察されなければならない。本論文はこのような問題意識から、今日の社会的問題状況を分析する手掛りのひとつとして、社会統合の諸側面を析出し、その構成論を試みたものである。

パーソンズは社会をシステムとして捉え、その構造・機能的分析をおこなった。その社会の機能領域は周知のように、経済(環境への適応・A)、政治(目標の達成・G)、社会的共同体(統合・I)、価値共通委託(型相維持・L)であり、これらの各領域においてそれぞれの機能要件が充足されることによって、その社会システムの構造が維持される。そして、その構造は地位・役割のシステムと考えられた。まず構造があって、その存立要件としての機能があるという、

いわゆる構造—機能主義の主張である。そこで構造は体制内変化という均衡論の論理にもとづいて、ほぼ固定的に捉えられている。

しかし、共同生活体は過程面と構造面をもち、この両面は過程⇔構造という相互規定関係にあり、したがって社会の構造は体制的構造をも含めてもっと力動的であり、それは静態的に捉えられるとともに、動態的にも捉えられるものと考えられる。そしてその過程の主要な領域が個人の欲求と社会の要求を充足する機能過程であり、その過程の行為的・意識作用的型相化が社会の構造化・統合化をもたらすのである。したがって、その構造を構成する要素は地位—役割という「行為の型相化したもの」だけでなく、「意識の型相化したもの」をも含んでいるとみるべきである。このような見地から、次に社会の構造と統合について少し述べておきたい。

社会統合 (social integration) という用語の概念内容については、少くとも社会学においては必ずしも統一されていないようである。明白な定義が与えられているのは、構造—機能主義における社会システムの機能領域としての社会共同体の機能要件としての統合 (integration) についてであろう。本論文ではこれに囚われない、もっと広い意味で用いることにする。

デュルケムはその『社会学的方法の規準』(1895)において、社会学の研究対象は個人的事実とは次元の異なる「社会的事実」であるとして、その内実は集合表象 (représentation collective) であり、その源泉は集合意識 (conscience collective) であるとした。また「社会的事実」は具体的には表象と行為とから成っているととした。そしてその研究方法として、これを「モノ」として取り扱うべきであるとしたことに対する誤解をとくために、その第二版の序文において、くり返えし「社会的事実」は個人をこえた心理・行為現象として捉えているもの

であることを強調している。

いずれにしても、デュルケムにとっての社会的分析の基盤は、この、社会的事実・集合表象の意味する事象が「諸個人の外部に实在性をもっていること、そして諸個人はあらゆる時点においてこれに従っているということに尽きる」⁽¹⁾というところにある。つまり心理・行為現象としての集合表象は個人に対して「外在性」と「拘束性」とをもっているという視点である。その視点を社会の「構造」と「統合」という思考の場に置き換えるならば、外在性とは社会の構造的把握の視点であり、拘束性とは社会の統合的把握の視点であるということができよう。

このようなデュルケムの解釈にもとづいて本論文では、社会構造とは社会の静態的把握の側面であり、これに対して社会統合とはその動態的・過程的把握の側面であり、つまり両者は社会という人間の生活共同体の二つの側面であるという立場に立って、以下論述していくことにする。但し社会の力動性を強調したい筆者の視点から原則として「統合」を用いることにする。

I. ジンメル、M. ウェーバーおよびデュルケムにおける社会統合論

1 ジンメルの社会化論と社会統合論

このような意味あいをもつ社会統合 (構造) の構成の概要の把握を、ジンメル、M. ウェーバー、デュルケムなど現代社会の初頭における「近代社会学」の巨匠の社会学理論によってさぐってみることから始めよう。ジンメルは、社会とは何かを考察する手始めとしての「社会的水準論」(『社会分化論』1890)において「多数の人間が共通にもつ精神的な所有物とは、個人の所有物のうちで多数の人間のそれぞれのなかに一様に存在するような部分を意味することもあるが、しかしさらにそれは、どんな個人でも

個人としては所有することのない集合的所有物を意味することもある。」⁽²⁾といている。つまり、同一の共同生活（相互作用過程）にある多数の各個人がもつ「共通性」と、各個人をこえた「集合的所有物」との存在を指摘している。

また「社会学の問題」（『社会学』1908）において「多数の諸個人が相互作用に入りこむときそこに社会は実在する」⁽³⁾のであり、「社会化とはひとつの心理的な現象であるということ、これらにはなんら疑問の余地はない。そしてまた明らかに、多数の要素がひとつの統一体となるという、この社会化の根本的事実にたいしては、物質的なものの世界においてはもはや類比は存在しない。」⁽⁴⁾といい、心的相互作用における社会の生成（社会化）について論じている。しかしそのあとで「彼（個人）がその人格の内奥の生によって全体の生へと統合される必然性—このような先天的条件を個人が実現もせず、また実現されているのを認めないとすれば、そのかぎりにおいて個人は、まさに社会化されて」⁽⁵⁾いないのである、といている（傍点筆者）。

さらにジンメルは「社会学の根本問題」（1917）において、このような集合的所有物（大きな体系と超個人的な組織）は「相互作用が恒久的な枠組や独自の形象となって結晶化したもの」⁽⁶⁾（傍点筆者）にほかならず、それらは独自の存在と独自の法則性をえて、相互依存関係にある個人と対立したり一致したりすることもありうる、としている。⁽⁷⁾

このように、ジンメルは「社会化」という用語を二つの意味で使っているが、前者は「社会の社会化」であり、後者は「個人の社会化」である。そしてこの二つの社会事象はいうまでもなく、上述の社会分化論における、各個人をこえた「集合的所有物」と各個人がもつ「共通性」とに対応している。

このようなジンメルの社会統合論は、社会の

統合を個人をこえた社会形象と個人そのものの社会化（共通性化）とから論じているが、その社会形象そのものの諸側面についての分析は必ずしも明示的になされてはいない。

2 M. ウェーバーの支配の類型論と社会統合論

それでは、M. ウェーバーにおける社会統合論はどのような論議において示されているであろうか。それは「支配の類型と正当性」論⁽⁸⁾においてであると思われる。周知のように、ウェーバーにおける「支配（Herrschaft）」はこれと対照的なマルクスにおける「支配・強力・搾取」論ではなく、「支配・正当性・指導」論である。それは、支配とは（いかなる支配でも）何らかの「正当性」にもとづかなければ継続できないものなのであり、その正当性は被支配者層＝社会の側の、その支配を当然のものとする何らかの心理的・意味的基盤に起因しているとする論議である。この意味で、ウェーバーの社会統合論はその「支配の類型と正当性」論における論議に示されていると考えてよいであろう。

このようなウェーバーの支配論において、その指示された「支配の諸類型」は社会統合の側面についての重要な論点を明示している。つまり、社会統合における諸側面の存在である。ウェーバーは、支配にはカリスマ的支配・伝統的支配・合法的（依法的）支配の三つの類型があることを論証している。それらは歴史段階的であるとともに、少なくとも近代社会以降においては共時的である。しかも、とくにカリスマ性については、通時的に、閉塞的社会状況を打破し社会を再生させるエネルギーをもつものとして重視されている。⁽⁹⁾

このようにみえてみると、ウェーバーの指示したカリスマ的社会事象・伝統的社会事象・合法的（合理的）社会事象は、社会統合という視点からみると、その諸側面の存在を示唆している

ものと考えてよいであろう。つまり、カリスマ的な社会事象による統合の側面、伝統的な社会事象による統合の側面、合法的（合理的）な社会事象による統合の側面の存在である。

3 デュルケムの集合表象論と社会統合論

デュルケムにおける社会統合論は、前述したように社会的事実としての集合表象の「外在性と存在拘束性」論に端的に示されているが、その集合表象＝社会の生成論は、(彼の後期における)『宗教生活の原初形態』(1912)で論じられている「集合的沸騰」論にその思想的源泉がみられ⁽¹⁰⁾、思想体系的(思想史的ではなく)に整理すれば、それが「社会分業」論と「道德教育」論という方向に展開されている、とみることができよう。

デュルケムは、儀礼的・周期的な宗教的その他の共同的活動は、そこに用いられる何らかの象徴を介して集合的沸騰状態をもたらし、そのような心理的状态の中で相互に融合し、一体となって共通の感情や理想を確認し合い、また創り出していくという。こうして「個人の靈魂は集團の集合的靈魂の部分にすぎない」⁽¹¹⁾という、個人をこえた社会の生成を論じるとともに、他方で「社会は、個人によって、また、個人のうちのみ、生存し、生活するのである。社会の觀念が個人の精神内で消滅したら、……社会は死滅するであろう。」⁽¹²⁾といい、社会が個人の意識の中にとりこまれていくこと(社会化)によってその存続が保たれていることを指摘している。つまりデュルケムによれば、社会の統合は「社会の生成」の軸と「社会の個人の精神へのとりこみ」(これは後述するように規範のとりこみ)すなわち「個人の社会化」の軸という二つの軸が存在するのである⁽¹³⁾。

社会統合のこの二つの軸について、デュルケムはさらにそれぞれの軸の二つの側面について

論述している。まず「社会の生成」の側面について、人間の社会は歴史の経過とともにその容積と密度が増していくが、「社会の容積が増すにつれて、……共同意識はその本質が変わってくる。このばあい、社会はより広大な地表にまたがるから、共同意識そのものも、あらゆる局地的な多様性を超越して高められ、ますます広い空間を支配することを余儀なくされ、したがって、いつそう抽象的にならざるをえない。」⁽¹⁴⁾そこに分業化の可能性をつくり出す⁽¹⁵⁾。さらに「社会が容積と密度を増すにつれて労働がさらにいっそう分割されるのは……生存競争がいっそう熾烈になるからである。」⁽¹⁶⁾といい、分業の発達が社会的統合を機械的連帯から有機的連帯へと進展させていると論じている。このように、デュルケムは「社会の生成」の軸において「集合意識」の側面の他に、それとの消長的関連において「システム(分業)」の側面の重要性を論じている。しかし他方、このような共同意識の抽象化は超越性となって神の觀念を形成し、さらには法規範が普遍化し、道德の諸準則も普遍化する⁽¹⁷⁾。そして「社会は、すべての成員間に十分な類似性が存在する場合にのみ、存続しうる」⁽¹⁸⁾のものであるとしている。つまり社会の統合における「個人の規制」の軸を強調している。つまりデュルケムにおいて「個人の社会化」は規範による個人の規制であった。この『道德教育論』(1925)は、『社会分業論』(1893)や『自殺論』(1897)におけるアノミー論についての、まさにデュルケムの晩年における「個人の規制」論の展開であるが、そこでの論点は道德性の基本的要素としての「規律の精神」(規範論)と「社会集團への愛着」(社会的理想論)である。このような規範(規律)と集合的理想(神の觀念)は同一の实在の二つの側面であるといい⁽¹⁹⁾、集合的理想(社会的理想)は集合的規範に他ならないとしている⁽²⁰⁾。つまり「個人の規制」の軸

においても、社会的理想と規範との二つの側面を認識している。

4 結論

以上、ジンメル、ウェーバーおよびデュルケムの所論を通じて、社会統合論の枠組の概要をみてきたのであるが、すでに明らかなようにそれはデュルケムに従えば「社会の生成」と「個人の規制」との二つの軸があり、前者の統合軸は集合意識とシステムとの二つの側面をもち、後者のそれは社会的理想（価値）と規範との二つの側面をもっている。これら四つの統合側面はウェーバーの社会的行為の四つの類型、すなわち感情的行為・目的合理的行為・価値合理的行為・伝統的行為にそれぞれ対応していると考えられる。また当然のことではあるが、通説化している集団成立の要件すなわち、われわれ意識・地位—役割の分化・共通の目的や関心・規範にも符合している⁽²¹⁾（もう一つの要件である「相互作用」ないし「相互行為」は社会を共同生活体として考えている本論文においては、統合論の前提要件として社会の概念の中に含まれている）。

また、前述したように、ウェーバーは社会統合の諸側面としてカリスマ的社会事象・伝統的 social 事象・合理的 social 事象の三つをあげているが、これらはそれぞれ論述してきた社会的理想（価値）統合側面・規範統合側面・システム統合側面にほぼ対応しているといえるであろう。なお、デュルケムに集合意識統合側面論があり、ウェーバーにそれに対応する支配類型論が見られないのは、未開社会の研究の有無や方法論的全体主義と方法論的個人主義からくる当然の帰結といえるかもしれない。いずれにしても、このような論議を前提として、以下「社会統合の枠組」を論証していくことにする。

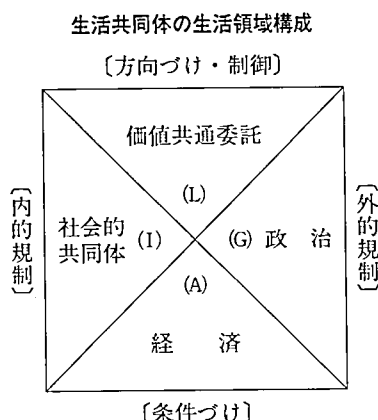
II. 社会統合の概念枠組の提案

1 社会統合の四つの側面の論理的根拠

社会統合は社会の機能領域との関連において論ぜられなければならない。すでに述べたように生活共同体の主要な過程は機能過程であり、その統合（構造）側面はその過程の型相化したものだからである。したがって社会統合を論ずるばあいは、その機能領域論が主要な前提となる。

その機能領域の設定についてはパーソンズにならって経済(A)・政治(G)・社会的共同体(I)・価値共通委託(L)の立場をとるが、社会統合との関連でこれを考察するばあいに重要な点は、これら各機能領域の社会構成における位置づけである。このばあい注意すべきは、A・G・I・Lの位置づけを、小集団の課題解決のばあいにおける位相運動の順位(A→G→I→L)に囚われてはならないということである。なぜならば、位相運動の順位は時系列における位置づけであるが、社会構成におけるそれは社会的空間における位置づけだからである。したがってそれは、各機能領域がもっている生活共同体における社会構成的意義に対応した位置づけをしなければならない。パーソンズもこれをサイバネティクス関係と規定し、条件づけ要因のハイラーキー（高エネルギー〈条件〉→高インフォメーション〈コントロール〉）として、適応（経済）→目標達成（政治）→統合（社会的共同体）→型相維持（制度化された文化型相の維持）という位置づけをし、コントロール要因のハイラーキーとして、それと逆の方向の位置づけをしている⁽²²⁾。しかしすでに明らかなように、その位置関係は位相運動の順位(A→G→I→L)にもとづいている。

それに対して筆者は、マルクスの社会構成体



の構想をもとにした、次のような意義づけにもとづく位置づけが妥当であると考えている。

まず経済的生活領域(A)は、社会統合に必須の物質的資源(エネルギー)の再生産活動によって生活共同体を条件づけるという、土台的位置にある。政治的生活領域(G)と、社会共同体的生活領域(I)は、ともに社会的資源のうちでゲゼルシャフト関係とゲマインシャフト関係の再生産活動によって、生活共同体における外的規制と内的規制の機能を遂行している。それらの生活領域は、A生活領域とL生活領域とを媒介するものである。つまり中間構造の位置にあるといえる。さいごに価値共通委託・動機づけの生活領域(L)は、情動的資源の再生産活動によって社会統合を方向づけ、制御しつづける上部構造の位置にある。

生活共同体の生活領域を以上のように意義づけ、位置づけたのであるが、この事は社会統合の機制の解明にどのような手掛りを与えるであろうか。その手始めとして、つぎに、前述したようなデュルケムをはじめとする近代社会学によって指示された社会統合の四つの側面(集合意識・システム・社会的価値・規範)と機能領域との関連をみることにする。

まず集合意識は、ゲマインシャフト的な「われわれ意識」であるとともに、その中核に社会

的価値意識をもっている。前述したようにデュルケムはそのことを、集合的沸騰の中で人びとは相互に融合し、一体となって共通の感情や理想(価値)を確認し合い、また創り出していくといっているのである。つまり集合意識は、社会統合における、L機能領域とI機能領域とを包含した側面に位置する社会事象といえるのである。

つぎにシステムであるが、それはまさに経済的活動の手段としての分業システムであるとともに、政治的活動における合意の形成と遂行(目標達成)との手段としての権力機構と官僚制組織というシステムとして位置づけられる。ウェーバーはその官僚制の分析において、政治領域で発達した官僚制が現代社会において経済領域における大企業の組織原理となってひろがり、ひいては社会全体の官僚制化・目的合理化となっていくであろうことを指摘し、警告している。つまりシステムは、社会統合におけるA機能領域とG機能領域とを包含した側面に位置する社会事象である。

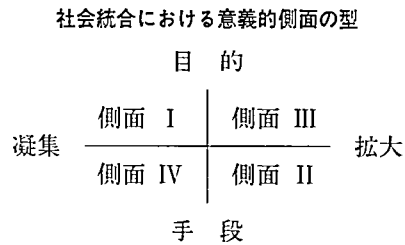
第三に社会的価値であるが、それは共同生活における価値共通委託領域における価値的動機づけと政治機能領域における共通の目標設定と達成への動機づけによる社会統合の側面を荷なっている。社会的価値(理想)は政策的目標として現実化され、政策的目標はたえず、社会的価値による意味づけ、権威づけを必要としている。古代社会において普遍的にみられる祭政一致の史実は、この二つの機能領域の密接な関連性の原初的未分化の状況を示すものであり、それはウェーバーによってカリスマ的支配として指摘されている。また絶対主義時代における王権神授説の主張は、祭政が分離せざるをえなくなった時代における、過渡期的な再編成体制に不可欠な、世俗的権力の絶対性を保障するための、神聖な宗教的価値による権威づけに他な

らない。このことは、たとえばアメリカ合衆国の大統領がその就任儀礼のひとつに「聖書」の上に掌を置いて、その誠実なる権力行使を誓っているように、現代社会においてもみられる事象である。このように社会的価値は、L機能領域とG機能領域とを包含する統合側面に位置している。

さいごに規範であるが、それは経済活動においてとかく陥りがちな、利益追求と物質的欲求充足とにおけるアノミー化の規制と、われわれ意識にもとづく連帯維持活動とに関連している。前述したようにデュルケムは、人類社会はその歴史的経過とともにその容積と密度とを増し、生存競争は熾烈化するが、他方、共同意識が抽象化し、その事が神の観念（社会的価値）を形成するとともに規範が普遍化するといっている。それは規範が、本来社会的共同体領域で生成されるものであるが、それが経済生活におけるアノミー化を規制するものとしてこの領域に普遍化することを指摘していると思われる。こうして規範はI機能領域とA機能領域とを包含する統合側面に位置しているといえよう。

以上、社会統合の四つの側面を近代社会学における主要な所説にもとづいて確認するとともに、その機能領域との関連を明らかにすることによって、社会統合における位置づけをしたのであるが、つぎに、この四側面の社会統合における意義づけを試みてみよう。

一般的に共同生活の統合的側面を考察するとき、目的—手段という生活意義的な軸が考えられる。共同生活はどのような集目的をもち、それを實現するためのどのような集目的的手段を備えているのかという軸である。他方、共同生活の統合という視点からすると、その統合の凝集性を維持し、さらにはより強化していくという、いわば統合の内的な維持・強化と、逆にその凝集性の中に、より多くの個人をとりこんで



いこうとする拡大化、いわば統合の外的維持・拡大という意義をもつ凝集—拡大という軸が考えられる。この二つの軸をそれぞれタテ軸・ヨコ軸にして統合側面を区分すると、次図のように目的・凝集的意義（側面I）、手段・拡大的意義（側面II）、目的・拡大的意義（側面III）、手段・凝集的意義（側面IV）の四つの側面がえられる。

このような社会統合の側面の型によって以下、四つの側面の社会統合における意義づけをしていこう。

まず側面Iは、社会統合において目的・凝集的意義をもった側面である。それは、社会的価値とゲマインシャフ的なわれわれ意識とに関連することは明らかである。こうしてこれら二つの統合的事象に関連する機能領域は、L領域とI領域である。

つぎに側面IIは、社会統合において手段・拡大的意義をもっている側面である。それは経済的活動における手段としての分業と、政治活動における、より多くの個人を社会統合にとりこもうとする合意の形成・遂行の手段としてのシステムに関連している。つまりこれら二つの統合的事象は、A領域とG領域とに関連している。

側面IIIは、社会統合において目的・拡大的意義をもっている側面である。それは社会的価値による動機づけと共通の目的・目標の實現を目指すゲゼルシャフ的な関係に関連していると思われる。こうして、これら二つの統合的事象は、L領域とG領域とに関連している。

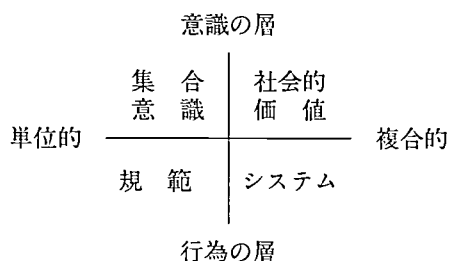
さいごに側面IVであるが、これは社会統合において手段・凝集的意義をもった側面である。それは経済活動において前述したようなアノミー化の規制と、われわれ意識にもとづく連帯維持活動とに関連しているであろう。つまり、これら二つの統合的事象はA領域とI領域とに関連している。

つぎに社会の構造要素視角について考察してみよう。社会的水準論における構造(型相化した社会的相互作用の様式)は単純なものから複雑なものへ、単位的なものから複合的なものへという序列次元と、行為の層と意識の層という成層(深さ)次元とから成り立っている。またその相互作用の内実、倫理的な行為ないし意識と倫理中立的な行為ないし意識に区分することができる。このような視点から、四側面についての前述の論議の傍証をしてみよう。

まず構造要素について、意識の層—行為の層をタテ軸とし、単位的—複合的をヨコ軸とする座標軸によって、四側面についてそれぞれを検討してみる。システムは行為の層の要素で、しかもそれが社会を構成するさまざまな要素のシステムであることから、複合的であることはいうまでもない。つぎに規範は、個々の価値の発現形態としての行為の様式であるから、行為の層の単位的な要素であると考えられる。

また社会的価値は意識の層の要素で、しかもそれが社会に存在するさまざまな価値のシステム(バリュー・システム)であることから複合的であり、集合意識は凝集的な融合的感情(われわれ意識)であることから、単位的事象であるといえよう。このような視点からも四側面は次図に示されるように、前述の類別と重なっているのである。

つぎに、相互作用の内実を意識の層と行為の層のそれぞれについて、倫理的・倫理中立的というスケールで検討し、識別してみよう。まず



意識の層の構造要素は共同生活場面において、共同生活の維持・存続・安定を志向する意識が優位する意識過程のパターナイズしたものであるが、そのような意識過程は連带的・凝集的志向性をもつ感情的融合化と、その融合化を動機づけ、方向づける信念的システム化(バリュー・システム化)とが相補い合っている。感情的融合化のパターナイズした事象は集合意識であり、信念的システム化のパターナイズしたものは社会的価値である。集合意識の本質は感情であり、それはいわば内在自発的な超倫理性をもっている。倫理意識以前の意識であり、この意味で価値中立的であるといつてよい。これに対して、社会的価値の本質は信念であり、それはいわば外在拘束的な、倫理基底性をもっている。倫理的価値の基盤にあってそれを意味づけ、権威づけている意識であり、この意味で価値的であるといえる。

以上に対して、行為の層の構造要素は共同生活場面において相互に期待される行為のパターナイズしたものであるが、期待される行為には予測される行為と望ましい行為とがある。それらのパターナイズとは、行為の拠り所の存立を意味するが、前者の「予測される行為の基準」は没倫理的な、この意味で倫理中立的な「行為の基準」であり、後者の「望ましい行為の準則」は倫理的な「行為の規範」といってよいであろう⁽²³⁾。つまり、行為の層における構造要素は「行為の標準」と規範とに識別できる。そしてシステムとは「行為の標準のシステム」のことであ

ると考えられる。

また「法」は一般に「規範」とされているが、個々の実定法の内実がたとえ倫理的・道徳的起源をもつものでも、それがひとたび法定化されたばあいには、この「行為の基準」は国家権力にもとづいて強い罰則的サンクションによって強制されているものであって、その意味でそれは個人にとって外在的である。それはもはや個人にとって倫理的・規範的であるよりも、強制されている、他者からみれば「望まれる」というよりも「予測される」標準的行為といつてよいであろう。こうして本論文では、実定法体系は社会のシステムの構成要素と考えることにする。したがって規範の内実は、社会的共同体領域に発する慣習 (custom)、習俗 (folkways)、習律 (mores) および道徳 (moral) である。

2 社会統合における二つの基軸と概念枠組

生活共同体の統合には、前述のように「社会の生成」と「個人の規制」という二つの基軸があることが、主にデュルケムの所説にもとづいて指摘された。以下この二つの基軸を、この生活共同体(社会)の生活領域構成図式にもとづいて、その存立の論理的根拠づけをしていこう。

まず「社会の生成」軸であるが、以後これを「集合化軸」とする。この軸はデュルケムによれば集合意識とシステム(分業)との二側面をもっている。この二つの側面は生活共同体の生活世界⁽²⁴⁾にとって内的生活世界と外的生活世界とにおける統合側面と考えることができよう。そして集合意識の側面は内的生活世界の統合側面であり、この生活世界は社会的共同体領域と価値共通委託領域とからつくり出されている。逆にいえばこの生活世界は、社会的共同体と価値共通委託との領域に分化している。そこでは家族生活・地域生活などにおける生活過程を通じて同胞意識が再生産されており、そのわ

れわれ意識は、宗教・芸術などの精神生活や研究・教育生活その他の情報活動生活を通じて再生産される価値の共有化によって意味づけられ権威づけられ、一般化される。そこに集合意識としての統合的側面が形成されていくと考えられる。

またこれに対応するシステムの側面は、外的生活世界の統合側面であり、この生活世界は政治領域と経済領域とからつくり出されており、あるいは政治領域と経済領域に分化している。そこでは合意の形成と制度の策定・目標達成などの政治活動を通じて、共同生活における「予測される行為の基準」が提示され、生活の条件づくりの活動領域である経済活動の効率化の要請の下で、現実化される。そこにシステムとしての統合的側面が形成されていく。

このように形成された集合意識の側面とシステムの側面とは、デュルケムの分析でも明らかのように、それらの消長は相互に対応的に関連している。つまり集合意識は外的なシステムをえてその拡散を防ぎ、システムは内的な集合意識の浸透によるその有機的な活動性を維持することによって「集合化」軸を再生産しているのである。

つぎに「個人の規制」軸であるが、以下これを「規制化」軸として論述する。デュルケムによればこの軸は、社会的価値(社会的理想)と規範との側面をもっている。この二つの側面は、生活共同体の生活世界にとって非日常的生活世界と日常的生活世界とにおける統合側面と考えられる。そして社会的価値の側面は非日常的生活世界の統合側面であり、この生活世界は政治領域と価値共通委託領域とからつくり出されている。政治領域と価値共通委託領域とに分化しているといつてもよい。そこでは前述のように合意の形成などの政治活動によって生活共同体の目標が達成され、宗教・芸術・研究と教育活

動などによって価値創出とその共有化がすすめられ、共同目標が意義づけられ、理想化され、権威づけられる。これは前述したように、古代社会においては祭政一致の事象としてあらわれている。いずれにしても、そこに社会的理想としての社会的価値の側面が形成される。

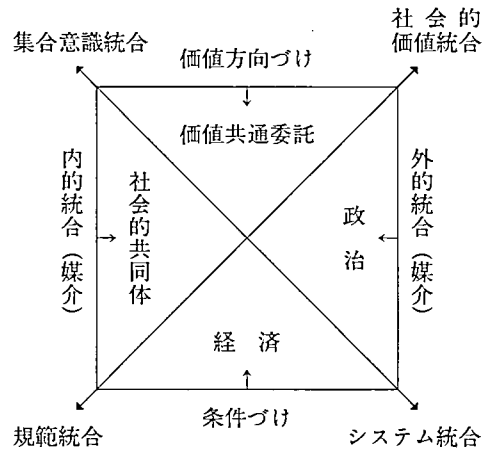
またそれに対応する規範の側面は、日常生活世界の統合側面であり、この生活世界は家族・地域社会などの社会的共同体領域と経済領域とからつくり出されており、あるいは社会的共同体領域と経済領域とに分化している。そこでは、前述のように家族生活・地域生活などを通じて同胞意識が再生産されているが、それとともにその同胞生活の秩序を維持するために、「望ましい」行為の基準がつくり出され、一般化されている。この規範は、同時に日常生活世界において、とかく利害の対立を生じやすい経済領域において、その欲望充足行為の規制の基準として内面化され、日常化される。こうしてそこに、規範としての統合側面が形成されると考えられる。

このように形成された社会的価値側面と規範側面とは、価値の日常生活における現実化と規範の意味づけ、権威づけとして相互に補強し合いながら、ともに社会成員に内面化され、その生活行動を規制するという、社会統合における「規制化」軸を再生産しているのである。

以上のように、社会統合の四つの側面はそれぞれペアとして二つの基軸を構成していると考えられる。つまり集合意識統合とシステム統合とはペアとなって集合化軸を形成し、社会的価値統合と規範統合とはペアとなって規制化軸を形成しているのである。以上を図示すれば、次のようになる。

つぎに、この四つの統合側面をバーガーの意味における「生活世界」的な視点からみてみよう。つまり、これら四つの統合側面は、それぞれ

四つの統合側面図式



れどのような生活世界におけるものなのか、ということである。筆者は生活世界は、コミュニケーション的行為の生活世界—地位・役割的行為の生活世界と非日常的行為の生活世界—日常的行為の生活世界という構成的視点から観察することができると思う。この視点から考察すると、まず価値共通委託・動機づけ機能領域における生活は、コミュニケーションの行為が優位しているとともに、一般的に非日常的な生活世界を展開しており、社会的共同体機能領域における生活は、コミュニケーションの行為が優位しているとともに、日常的生活世界を展開している。また政治機能領域における生活は地位—役割行為が優位しているとともに、一般的に非日常的な生活世界を展開しており、経済機能領域は地位・役割行為が優位しているとともに、一般的に日常生活的な生活世界を展開している。このようにみても、集合意識は日常的・非日常的な地位・役割行為が優位している生活世界における統合側面である。また社会的価値はコミュニケーションの行為が優位している生活と地位・役割的行為が優位している生活とが展開されている非日常的生活世界における統合側面であり、規範はこのような対照的な行

為がそれぞれ優位している生活（社会的共同体と経済）が展開している日常的生活世界における統合的側面である。このように、各統合側面はそれぞれの生活世界におけるものであり、いわば統合側面⇔生活世界という相互規定的関連をなしている。さいごに各側面の相互関連にふれなければならない。

さきに各側面が形成する社会統合の二つの基軸について述べたのであるが、これは、いうまでもなくそれぞれのペアの相互関連の結果としての基軸の形成ということに他ならない。集合意識とシステムの側面は、前者の状態如何によって後者が内面意識的にその連帯が強化され、あるいは弱化するであろうし、後者によって前者の凝集性が影響をうけよう。同じように社会的価値と規範との側面は、前者の状態如何によって後者の価値づけ、権威づけが影響をうけるし、後者によって前者の現実化が左右され、ひいてはその権威性が影響をうけるであろう。

また集合意識と社会的価値、集合意識と規範、システムと社会的価値、システムと規範のそれぞれの間にも相互規定の関連がある。まず集合意識は社会的価値からその凝集性のシンボリックな核を提供され、社会的価値は集合意識によってその共有化を実現させている。また集合意識は規範の状態如何によってその凝集性が影響をうけるし、規範は集合意識の状態如何によってその規制力が影響をうけよう。同様にシステムは社会的価値によってその志向性が与えられ、社会的価値はシステムによって現実化されており、またシステムは規範によってその地位・役割行為の遂行が保障され、規範はシステムによってその規制力の有効性の条件を提供されている。このように社会統合の各側面は相互に関連し合い規定し合って社会統合を実現し、維持している。

III. 社会問題状況の分析と社会統合の概念枠組

以上、社会統合の諸側面の概念枠組についての仮説的提案を試みたのであるが、これはいうまでもなくハバーマスの、パーソンズの「A・G・I・L図式」を下敷きとし、デュルケムの「分業論」を手引きとした「社会統合とシステム統合」⁽²⁵⁾という社会統合（広義）の二側面論を意識しての仮説的構想である。問題は、その仮説がどのような経験的事象の分析に役立ちうるかにある。以下、この点について簡単な論証をしよう⁽²⁶⁾。その手掛りは、現代社会諸論の検討の中からえられると思われる。

1 現代社会諸論の現況と整理

まず主要な理論の整理から始めよう。庄司興吉氏は、現代社会諸論を思想系譜的に大衆社会論・産業社会論・知識社会論・脱工業社会論・管理社会論・科学的国家独占資本主義論と分類し⁽²⁷⁾、奥井智之氏は、思想系譜的時系列にもとづいて、帝国主義論・大衆社会論・産業社会論・管理社会論・消費社会論と分類している⁽²⁸⁾。これらに対して稲上毅氏は、分配構造（ハエラーキー→クラス）基準と配分ルール（自由→計画）基準とをそれぞれタテ軸・ヨコ軸とする分類モデルにもとづいて、類型(1)―産業化の理論、類型(2)―大衆社会論、類型(3)―脱工業社会論の周辺、類型(4)―地球システムの理論に分類している⁽²⁹⁾。これに対して筆者は、これらの諸理論を現代社会の現状に対する肯定・否定、社会統合に対する論議における全側面的・一側面的、社会構造についての論議における形態構造的・総合（形態―体制）構造的などの基準によって次のように分類した。類型I（肯定論・全側面論・形態構造論）―産業社会論・脱工業社会論、類型II（否定論・全側面論・総合構造論）―科学的国家独占資本主義論ないし帝国主義論、類型III（否

定論・一側面論・総合構造論)－管理社会論、類型IV (否定論・一側面論・形態構造論)－大衆 (mass) 社会論・消費社会論、類型V (肯定・否定論・全側面論・総合構造論)－大衆 (masses) 社会論⁽³⁰⁾の五つである。ここで明らかなのは、現代社会論はほとんどが現代社会の批判論であるということである。とくに類型III・IVに含まれている三つの理論は、それぞれ社会統合の一側面についての批判理論である。⁽³¹⁾そこで、つぎにこれらの三理論が社会統合の同じ側面についての異なる理論なのか、それとも、それぞれ異なる側面についての異なる理論なのかを検討することによって、現代社会の問題状況をみることにする。

2 現代社会の問題状況と四側面論

まず大衆社会論であるが、この理論は現代社会が無形態的であり、そこにおける人間の行動がとかく群集化・非合理化の傾向にあることを警告している。「砂のような大衆」化状況という言葉が端的に批判的状況を表現している。これは「集合意識」の側面についての拡散的問題状況を指摘していると思われる。

つぎに管理社会論であるが、それは現代社会が官僚制支配社会からさらに進んで、人間や自然の商品化の進行の下に人間の管理・社会関係の管理へと、人間の主体的行動をますます抑圧的なシステムティックな管理の下におきつつある、人間の「自己疎外化」の傾向への批判的な論議の理論である。これは「システム」の側面についての過剰的・抑圧的問題状況についての理論に他ならない。

さらに消費社会論であるが、その批判は、現代社会が「価値実現と切り離された“消費そのもの”をエンジョイする生活態度の支配する社会」となっているという論理で、そのような生活態度は「豊かな社会」における欲望の無規制

状況の結果であると論じている。これは明らかに社会統合の「規範」の側面における問題状況の指摘である。

以上のように、現代社会諸論が現代社会の統合における集合意識、システムおよび規範の各側面における問題状況を論議していることは明らかであると思われるが、さいごに残っている「社会的価値」の側面について論議した現代社会論はないのであろうか。筆者はさきに類型IIとして、科学的国家独占資本主義論ないし帝国主義論（それらはほぼ異名同体の理論であり、一般的には「国家独占資本主義論」と呼称されている）を全側面論の理論としたが、この理論はマルクス主義イデオロギーに価値関連した理論で、資本主義社会の資本主義的イデオロギー性の析出がその理論の重要部分を占めているといつてよいであろう。それは資本主義イデオロギーによる社会統合によって、内は労働者階級を中核とする被支配階級の搾取、外は帝国主義的植民地支配と搾取、さらには帝国主義戦争の危険性を内蔵する体制社会であると批判する現代社会論である。このよう意味からこの理論は、「社会的価値」の側面における問題状況を指摘している批判理論であるといつてよいであろう。

この側面の現代社会論は、最近の東欧諸国におけるコミュニズム社会の一連の体制解体現象にもなつて、将来、体系的な批判理論として出てくるであろうと思われる。さらには、資本主義社会についても、その情報社会化にもなうイデオロギー操作社会化の可能性などについての体系的な批判理論が出てくるであろうことも考えられるのである。

以上のように現代社会諸論は、それぞれ社会統合の各側面そのものについての問題状況を論議しているものであることは明らかである。大衆社会論と消費社会論は、それぞれ集合意識と

規範の過少現象からくる問題状況であり、国家独占資本主義論と管理社会論は、それぞれ社会的価値とシステムの過剰現象からくる問題状況の析出である。こうして、現代社会諸論が期せずして、本論文で提案した社会統合の四つの側面そのものに関わる問題状況を論議したものであるとするならば、この仮説が、現実の社会分析に役立つかもしれないという期待をもつことも許されるであろう。

おわりに

本論文はさきに述べたように、ハバーマスの「社会統合とシステム統合」理論を意識しての論議であるが、いうまでもなくハバーマスの論議を真向うから批判する用意はないし力量もない。ただ前述したようにハバーマスはこの論議を「デュルケムの分業論を手引きとした」ものといっているが、本論文の主張も前述の所論から明らかなようにデュルケムの『社会分業論』『自殺論』『宗教生活の原初形態』『道徳教育論』などにもとづいており、必ずしも両者が交錯しないものでもない。ただし「生活世界」という概念については、注記(24)したようにハバーマスの「コミュニケーション的理性」が主導的な生活共同という限定的な概念内容ではなく、バーガーのような「人間が住まう意味的世界」という、より広義の概念として使っている。このような点から、ハバーマスの「社会統合—システム統合」という、社会統合について二側面に限定している論議に対して、デュルケムにおいて示されているもう一つの基軸とその二つの側面、すなわち「規制」と「社会的価値統合—規範統合」を加えた、社会統合における二つの基軸と四つの側面という概念枠組の仮説的提案となったのである。

〔完〕

〔注〕

- (1) デュルケム、宮島喬訳『社会学的方法の規準』1978年、岩波書店、p.42 (Émile Durkheim, *LES RÈGLES DE LA MÉTHODE SOCIOLOGIQUE*, 1895)。
- (2) ジンメル、居安正訳『社会分化論』(『現代社会学大系1 ジンメル』) 1970年、青木書店、p.109 (Georg Simmel, *Über soziale Differenzierung*, 1890)。
- (3) ジンメル、居安正訳『社会学』(『現代社会学大系1 ジンメル』) 1970年、青木書店、p.180 (Georg Simmel, *Soziologie*, 1908)。
- (4) ジンメル『同書』p.198。
- (5) ジンメル『同書』p.225。
- (6) ジンメル、阿閉吉男訳『社会学の根本問題』昭和41年、社会思想社、pp.24-25 (Georg Simmel, *Grundfragen der Soziologie*, 1917)。
- (7) ジンメル『同書』同頁
- (8) M.ウェーバー、世良晃志郎訳『支配の諸類型』1970年、『支配の社会学』1、1960年；2、1962年、濱島朗訳『権力と支配』昭和42年、有斐閣 (Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 1922)。
- (9) M.ウェーバー『同書』
- (10) デュルケム、古野清人訳『宗教生活の原初形態』(下)、1975年、岩波書店、第三編第三章以下 (Émile Durkheim, *Les formes élémentaires de la vie religieuse*, 1912)。
- (11) デュルケム『同書』p.56。
- (12) デュルケム『同書』p.204。
- (13) ジンメルの「個人の社会化」は各成員が「共通性」をもつことであり、いわば社会の統合を社会と個人の両面から説明するものであるが、デュルケムでは社会それ自体のとりこみであり、それが社会統合のもう一つの軸と

- しての、「個人の規制」論に結果すると考えられる。
- (14) デュルケム、田原音和訳『社会分業論』（『現代社会学大系2 デュルケム』）1971年、青木書店、p.278（Émile Durkheim, *De la division du travail social*, 1^{re}éd., 1893 ; 7^eéd., 1960）
- (15) デュルケム、『同書』 p.277。
- (16) デュルケム、『同書』 p.257。
- (17) デュルケム、『同書』 pp.278-79。
- (18) デュルケム、麻生誠・山村健訳『道德教育論1』1964年、明治図書出版株式会社、p.122（Émile Durkheim *L'Éducation Morale*, 1925）。
- (19) デュルケム、『同書』 p.120
- (20) デュルケム、『同書』 p.117
- (21) 青井和夫『社会学原理』昭和62年、サイエンス社、p.123。
- (22) パーソンズ、矢沢修次郎訳『社会類型—進化と比較』（『現代社会学入門』10）昭和46年、至誠堂、pp.41-42（Talcott Parsons, *SOCIETIES*, 1966）。なお、社会体系のL機能については、「制度化された文化パターンの維持」としているが、本論文では必ずしもこれに従ってはいない。
- (23) 青井和夫『前掲書』p.99参照。
- (24) 本論文で使用する「生活世界」という用語は、ハバーマスの「コミュニケーション的理性」が主導的な生活共同という限定的な概念内容ではなく、バーガーのような「人間が住まう意味的世界」という、より広義の概念内容である。ハバーマス、丸山高司他訳『コミュニケーション的行為の理論』1987年、未来社、第6章（Jürgen Habermas, *THEORIE DES KOMMUNIKATIVEN HANDELNS*, 1981）。バーガー、ルックマン『日常世界の構成』1977年、新曜社（Peter L. Berger, T. Luckmann, *The Social Construction of Reality*, 1966）。
- (25) ハバーマス『同書』同章。
- (26) 詳細は、本論文と一体性をもつ拙論（『現代社会論と過渡期的思想』〈『社会学論叢』109号〉）を参照されたい。
- (27) 庄司興吉『現代化と現代社会の理論』1977年、東京大学出版会。
- (28) 奥井智之『60冊の書物による現代社会論』1990年、中央公論社。
- (29) 稲上毅『現代社会論』1984年（北川隆吉監修『現代社会学辞典』有信堂）。
- (30) 詳細は拙著（『大衆の社会学—民衆的大衆論の構築—』昭和62年、明星大学出版部）を参照されたい。
- (31) 但し、消費社会論には、山崎正和『柔らかい個人主義—消費社会の美学—』（昭和59年、中央公論社）にみられるような肯定論もあるが、支配的ではないと思われる。
- （うめざわ たかし、本学科教授）